

令和6年8月2日

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊 殿

tellas 株式会社

代表取締役社長 池田 匠汰

〒810-0022 福岡県福岡市中央区薬院1丁目5番6号

ハイヒルズ5階

092-791-1173

回答書

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月1日にご連絡いただいた件について、一度お電話させていただきました内容を踏まえ、下記のとおり回答いたします。

ご不明な点がございましたら、担当の池田までお問い合わせくださいませ。

敬具

記

1. ご連絡いただきました内容について確認いたしました。弊社の定期便は通常定期便と特別定期便の2種類があり、途中解約ができるコースは通常定期便、途中解約ができないコースは特別定期便（白髪集中ケアコース）となっております。

同封されていた資料に添付されていたページから購入できる定期便は通常定期便となっており、途中解約可能な通常定期便です。そのため本件サイト①・本件サイト③のような表記をおこなってございました。

特別な定期便（白髪集中ケアコース）につきましては、商品と一緒にお届けする同梱物などでご案内を行っております。

従って、今回いただいた本件サイト①・本件サイト③で確認できるサイトでは、不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号に該当しないと考えております。

2. 不当景品類及び不当表示防止法第5条第2号につきましては、お客様に商品をお届けする販売業者として全てのスタッフが理解している状況です。また不当景品類及び不当表示が起きないように弊社では弁護士の方に確認いただくというフローもございません。

そのような体制の中で作成をしたページのため、現時点で記載について問題はないと認識しております。

3. 今回いただいた内容をもとに弊社が考えました対策は、特定商取引に基づく表記の修正になります。今回御社よりご連絡いただいた原因は、**特定商取引に基づく表記に記載している記載方法が分かりづらかったため**ではないかと考えております。

取り急ぎ、特定商取引に基づく表記に記載している内容の<特別な定期コース>という小見出しの箇所は、**通常定期便と特別定期便のどちらも記載を行うこと**で、全てのお客様が特別な定期コースと誤認しないようになるのではないかと考えております。

弊社としましては、特別定期便のように条件がある定期便だけを小見出しで記載することがわかりやすいと考え、このような表記をおこなっておりました。今回ご連絡をいただきまして、御社と同じような誤認をお客様にも与えてしまう可能性があるかと痛感いたしました。大変申し訳ございませんでした。

以上